

事務職員能力認定制度をめぐる『期待』

日弁連事務職員能力認定制度がスタートして既に3回の講義が終了した。実はけっこう楽しく受講している。というのも、私は会計が担当なので、普段接することのない話ばかりで新鮮だからだ。他の事務局と弁護士が事件のことで相談している話を横で聞いていても、実のところさっぱりわからない。したり顔で顔きつつ、頭の中は猛回転。何せなんの話をしているのかわからないのだから、自分なりに理解をするのも必死な状態だ。

法律事務所職員
伊藤 次彦

発見がたくさんある

実はこの仕事を始めて9年が経過する。最初の4年くらいは外回りを中心とした事務や破産案件の手伝いもしていたから、そこそこ会話も理解できていた。が、会計担当になりまったく事件に携わらなくなってからというもの、それまでの知識は失われる一方だ。残業でもしているときに、弁護士から質問されてもまるで理解不能だ。地球外生命体と話しているようだとは言わないまでも、まるで違う文化圏の人と話しているようだ。

そんなわけで、この研修を受けていると「ああ、この前の話はこういう事だったのか」といった発見がたくさんある。そんなわけで個人的には大変助かっている。

試験に合格できるだけの学習をしても…

問題は試験だ。何せいくら話を聞いても現実の仕事に生かせるモノが1つも無いのが、会計担当の辛いところ。仕事上の経験とは無縁のところ試験勉強をせざるを得ない。そうなるから「そもそもなんで試験なんかするんだ」と思えてくるから不思議だ。「試験の得点が高いからって実務ができる訳じゃないやい」などと、手前勝手なことまで言いだす始末だ。

だが、これはあながち的を外しているとも思われない。弁護士事務所というのは、事務所によって仕事のやり方がずいぶん違う。個人で開設している事務所なら事務所経理を事務所に任せきりなどということはた

ぶんしないだろう。同じように、債務整理案件だけは事務局に手伝わしている事務所もあれば、もっと多くの部分を担わせている事務所もあるだろう。結局、私にとって研修を生かす場がないように、事務所によっては研修で得たことが現実の労働現場で役立てられないこともある。せっかく試験に合格できるだけの学習をしても、それを生かす場がないのであればその知識はすぐに失われる。宝の持ち腐れだ。

作り得た財産をどう生かすか

研修を運営する側も受ける側も、試験の中身が焦眉の課題には違いないが、せっかく作り得た財産をどのように活用するのかを考えるのも大切なことだ。事務局の仕事の内容は、結局のところ『弁護士の事務局に対する期待』によって制限される。この『期待』との関係で言えば、7回の講義のうち3回聞けば充分だという事務局もいるかもしれない。

その『期待』を『法律事務員である以上この程度の知識と技能は持つべきだ』という弁護士同士のコンセンサスに高めることができないだろうか。そうなれば、事務局のみでなく、弁護士にとっても有用な研修制度に発展するんじゃないかと思っている。そのためには、事務局以上に弁護士の皆様方がこの研修制度にしっかり向き合う必要がある。ある意味、「弁護士の肝っ玉の見せ所」なんだろうなあ。